

# 議会活性化特別委員会会議録

(令和4年5月18日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会活性化特別委員会会議録

本日の会議 令和4年5月18日(水)  
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	金 繁 典 子	副委員長	吉 田 茂 生
委員	尾 崎 恵 一	委員	嘉 喜 山 茂
委員	池 田 栄 次	委員	少 林 法 子
委員	石 川 秀 夫		

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長 原 田 達 也

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 本 多 幸 雄 局長補佐 小 松 一 恵

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

(1) 調査研究事項1 「議会基本条例に関すること」

①前文～第2条の確認

②第3条～

(2) その他

開 会 10時00分

閉 会 11時46分

○吉田副委員長 それでは定刻になりました。第4回議会活性化特別委員会を開催いたします。  
まず最初に、委員長の挨拶からお願いいたします。

○金繁委員長 おはようございます。お忙しい中、皆さん、お集りいただきましてありがとうございます。

前回、1条、2条、1章を私のほうで担当して、皆さんと逐条解説のほうを作成しました。今日は、皆さんそれぞれ担当の条文を研究してくださいまして、あらかじめ文書も出していただいています。ありがとうございます。それぞれの条文に従って御担当ごとにお話ししていただけたらと思います。

その前に、前回、ここをこういうふうに変更したらいいんじゃないかと出していただいた点について訂正案を出しております。お手元にありますかね、よろしいですか。

まず、逐条解説の前文のところなんですけれども、前文の最初のところで、前文は、「議会基本条例を制定する背景と理念、目指すべき目的を定め、その実現に向けた決意を宣言したもので」というところなんですけど、その後、尾崎委員のほうから御提案のあった「議会と議員は常に念頭に置くものである」という一文を入れましょうということで入れております。御確認ください。

同じく前文の解釈で、第四段落は、「活力あるまちづくりと」ということで、ここをちょっと訂正を、「第四段落」に訂正をしました。

そして、1条の解釈のところ、たしか嘉喜山委員から出していただいた「各条文」というのを「各規定」にしたかどうかという点がありましたよね。これを「各規定において」に直しています。「具体的な取り組みを定めています」というふうに変更しました。

そして、2条のほうです。こちら提案のありました自治基本条例について解説を入れたらどうかということで、入れてあります。

そして、委員会としての1項の解釈のところでも、基本条例のところに「議会」をつけて、「議会基本条例は、町の法体系の中では一つの条例にすぎませんが、議会運営の基本を定めていることから、議会の最高規範と位置づけるものです。したがって、議会及び町は、この条例の趣旨を尊重し、遵守することを定めています。この条例を議会の最高規範と位置づけることを踏まえて、条例、規則等云々」というふうに、議会がこの条例を守るべき主体であるということを明確にしました。

皆様の御指摘を受けて、このように改正しましたけどよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○金繁委員長 じゃあこれで最終とします。

そしたら、3条から、あらかじめ出していただいている解釈等に基づいてしていきたいと思えます。では、御担当ごとに説明をお願いします。

3条、尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員 じゃああの、議会資料6番を見ていただきたいと思います。

議会基本条例の条文解釈(案)ということなんですけど、第3条です。

第3条については、議会の活動原則について触れております。この原則は、町民に開かれた議会を目指すものであり、詳細については、この3条の第1号から4号に示されております。

まず、第1号の原文について、確認の意味で読み上げをさせていただきます。

「議会は、町の施策について意思を決定する議決機関であることを常に自覚し、公平性及び透明性を重視し、積極的な議会情報の公開により、町民に信頼される議会を目指し、説明責任を果たすこと」と、これが第1号の原文となっております。

解釈のほうなんですけれども、ここが愛南町議会の我々が今後、目指す最も重要なところであると認識しております。町民に信頼される議会ということで、町民に信頼される議会であるためには、議会の議決が町民の総意を反映したものであること、さらに透明かつ積極的に議

会情報を公開していくことこそがこの条文第 1 号の中で求められていることと解釈をしております。

具体的には、この愛南町議会基本条例の第 7 条、町民と議会の関係の 1 項から 3 項、それと 8 条の議会報告のほうに詳細は明記されております。これは後ほど、また担当のほうから説明がありますので、省略をさせていただきます。

実際の取組についてでありますけれども、愛南町における議会情報の公開に関する要綱っていうものがありますが、これに準じて、本会議や委員会等の傍聴、議会中継、ホームページや広報での内容の閲覧を可能として実施しております。また、愛南町議会報告会実施要綱というものもありますが、これに準じて、議案報告会を定期的開催をして、議案審議それから議会の活動状況報告や町民との意見交換会を実施をしておると、これが実際の取組かと思っております。

続いて、第 2 号であります。

まず原文は、「議会は、町民の多様な意見を把握し、町政に反映させるための運営を行うこと」ということであります。

解釈としては、町民の多様な意見や地域の要望等に応えられる議会運営を行っていくことを定めていると解釈をしております。

具体的には、この議会基本条例の第 7 条、町民と議会の関係のところの 3 項から 4 項に、また第 8 条の議会報告会のほうに詳細は明記されておりますので、また確認をお願いいたします。

実際の取組なんですけれども、愛南町議会報告会実施要項に準じまして、議会報告会を現在、定期的開催をしております。そこで町民との意見交換を行っておると。また、本会議の中で、町民の多様な意見とか町政にその意見を反映させるための一環として、本会議での一般質問とか議案に対する質疑もその活動の一つではなかろうかと思っております。

続いて、第 3 号であります。原文は、「議会は、町的意思決定機関として、町政運営状況の監視及び評価を行うこと」ということでありますが、これにつきましては、議会で議決された事項が、実際にどのように執行されているのかを監視し、また評価をして、必要であれば町長等に対して適正な措置を講じるよう要望することができるものと解釈をしております。

具体的には、議会基本条例の第 9 条議会と町長等の関係の中の 1 項から 4 項に詳細は示されておりますので、また御確認をお願いします。

実際の取組としては、本会議での一般質問とか議案に対する質疑、それから 100 条調査、議会の権利としては、いただいております議員必携の中の 291 ページに検査権、295 ページには監査請求権っていうようなところが明記されておりますので、それぞれお目通しをお願いいたします。

最後に第 4 号であります。原文は、「議会は、町民に分かりやすい議会運営を行うため、これに関する条例、規則等を必要に応じて見直すこと」ということでありますが、これにつきましては、町民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の運営状況を検証しながら、議会運営の最高規範であるこの愛南町議会基本条例や、その下の愛南町議会会議規則等の事項を必要に応じて見直すことができると解釈をいたしております。

具体的には、この議会基本条例の第 21 条にあります。継続的な検討であります第 1 項から第 3 項、また、第 22 条の補足の 1 項から 2 項に明記されておりますので、御確認をお願いいたします。

実際の取組としては、愛南町議会基本条例の検証に関する実施要領っていうものがありますが、これに準じて議会運営委員会による年 1 回の検証、そして、検証結果を全員協議会への報告をして報告書を作成して、報告書を議長報告をしてホームページ掲載をしておるといようなところであります。

以上が、第 3 条、議会の活動原則における第 1 号から 4 号の条文の解釈、それと実際の取組

の説明とさせていただきます。

以上です。

○**金繁委員長** ありがとうございます。

3条から、いよいよ具体的ないろんな原則、議会運営について規定されております。その中で、議会の活動原則が3条に4項に分けて書いているんですね。

今、尾崎委員に説明していただきました。1項ずつ見ていきたいと思いますが、パブコメとか、あと申合せ事項、条例以下の規則とか申合せ事項でこの条文に関して課題はあるかどうかなんですけれども、まず1項から、見ていきましょうか。

この1項に関して、何かパブコメでは若干ありましたけれども、何かこういうことが今後、課題になるんじゃないかとか、申合せ事項のここが課題になるんじゃないかとか、ありませんか。

ないようでしたら、私のほうで。

以前、議会活性化委員会を行ったときに幾つかの議会にみんなで視察に行かせてもらいました。その中で、この積極的な議会情報の公開っていうところで、広報広聴委員会を常設している議会が今、結構ありまして、皆さん、やっているところがありました。以前、ここでもというか議会の中でも話題になりました議会だよりを出すかどうか、これはパブコメにも書いてあったと思うんですけれども、積極的な議会情報の公開ということで、広報広聴委員会を置くかどうか、それから議会だよりを出すかどうか、そういうことは検討課題になるのかなと思いますけれども、どうですかね。

検討するかどうかは、またこの条文の解釈が全部、終わってからまた皆さんで話して、検討課題とするかどうか決めたいと思いますけどよろしいですかね。

では、一応メモ的にこういうのが課題になり得るということでピックアップしておいてもよろしいですか。

○**金繁委員長** はい。ほかになければ、2項に関して、同様に何か課題的なものはないでしょうか、パブコメとか規則、申合せ事項。よろしいですかね。

もしなければ、またすみません、私のほうから。

これも議会の視察で行ったときに、この町民の多様な意見を把握して町政に反映させるための運営の具体的な方法として、例えば、ママさん議会とか、町民が議会をモニターするモニター制度、町民モニター制度という制度を例えば、熊本県の御船町でしたか、モニター制度をたしか採用されていたと思うんですけれども、若い人とか女性とか、なかなか議会の構成員の中にはいない方たちの声を積極的に聞く、そして議会の意思決定に反映させるという制度を設けておりました。そういう議会が今だんだんと増えてはきているようです。愛南町議会ではまだこういうことはチャレンジはしてないんですけれども、今後、課題としてもいいのかなと思いますが、どうでしょうか。するかどうかはまた最終的には話し合いますけれども。

少林委員。

○**少林委員** 今まさにそのとおりだと思います。

18歳からの選挙年齢とかも引き下げになりましたし、より若い人、10代、20代、それから働き盛りの40代、50代、一番反映しなければならない年齢の人たちがこの議会の成り行きを見れない仕事をしていて。意見を言うこともできないということなので、それは積極的にこっちからそれを拾い上げるような工夫をしていかなければいけないというふうに思います。

○**金繁委員長** ありがとうございます。ほかに御意見ないですか。なければ、これも一応、課題として出しておきましょうか。メモしておきましょうかね。で、最終的にまた、この活性化委員会での課題とするかどうか決めたいと思いますが、よろしいですか。

はい。3項については、どうでしょうか。何かありますか。ないようなので、ここはいいですかね。

4項について、分かりやすい議会運営、尾崎議員のほうで具体的に以下の条文で具体化されていますというふうに言っていたいて、ここは特にこれらに反するような規定というのはいくつにも思うんですけど、よろしかったですかね。

では、ないようなので、課題の拾い上げとしては以上といたします。

逐条解説なんですけれども、3条の解説の案がここにありますが、尾崎委員はこれで、もうよろしいんですかね。このままでいいということですよ。

○尾崎委員 はい。

○金繁委員長 皆さんのほうで何かありますか、この解釈案。ここは修正したほうがいいんじゃないかとか、ありましたら。今日は全然ないですね。いいですかね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 なければ、じゃあこの解釈は3条の解釈(案)はここに書いてあるとおりにしたいと思います。

では次、4条に入りますか。

嘉喜山委員、お願いします。

○嘉喜山委員 もう3条、終わったんですか。

○金繁委員長 何かありますか。

○嘉喜山委員 いや、ないんですけど、ここに愛南町の条例とか規則に関するところが記載されているんですけど、この条例の規定の元となる自治法とか憲法とか、そういったところをやはり解説するのであれば、これはどこからきるとかいうのを入れたほうがいいんじゃないかなと、全体的にですよと思います。

○金繁委員長 例えば、どういう。

○嘉喜山委員 例えば、3条であれば、地方自治法の96条議会の権限かな、権限を基に原則があるんだと。この3条があるということですよ。まあ、あといろいろ2条とかその1条も含めて、例えば、合議制とか何だとか用語の説明があってもいいのではないかと思います。

○金繁委員長 なるほど。今の嘉喜山委員の指摘に対して、どなたか御意見ありますか。

確かに一般の方にも分かりやすくなりますよね、入れておけば。どうでしょうか。意見があればお願いします、挙手して。入れたほうがいい、入れなくてもいい、御意見をお願いします。

尾崎委員。

○尾崎委員 法律条文とか全てつながって上位、下位があるんですけど、今日のこの解説の中では具体的な細かいところは分かったほうが、調べてもいいかなというところで、あえて上になる自治法とかそういうのはちょっと割愛さしてもらいました。

以上です。

○金繁委員長 はい、ありがとうございます。

どうしますか。この逐条解説の中に入れるかどうか。

池田委員。

○池田委員 それ、大切やと思うんですけど、どこまで入れるかっていうのが。法律条文で行くと、自治法があって、何法準用とかっていうのがあるので、それをどこまでというか、またどこまで入れるかも、決めるのも難しいとは思いますが。これ全部、入れよったら、すごい量になって、ごめんなさい。逆に解釈の本論のほうがちよっと複雑になってしまうところもあるんで、入れるのは大事だと思いますけど、それをこう、統一しておかないと、ここにもって物すごい条文が入ってる、ここは。まあ、それで済む項目もあるとは思いますが、そこら辺をちよっと練ってから入れるのは大いに、入れたほうが分かりやすい、分かりにくくなるかもしれないけど、まあ、その根拠としてはこれからこういうことでこうなっておりますというのが理解できると思うんですけど。

そのときに気をつけておかんといけんのは、あんまり、本来から言ったら多分、一つのあれ

に条文、関係する法律を入れてしまうと、A4、1枚くらいになるところもあつたりするので、それをどこまでというか、そういうところをちょっと考えて入れるのは大いに結構というか、入れたほうが理解しやすいとは思いますが。

○**金繁委員長** そうですね。範囲を明確にすることができるかなんですけど、嘉喜山委員、どうでしょうか。

○**嘉喜山委員** 条文全てを記載するっていうわけじゃなくて、例えば、地方自治法第6章、議会の2節の96条で、その見出しはついてませんが、議会の権限について規定しとるんで、だからその程度を入れるという意味合いを考えています。

○**金繁委員長** ごくごく基本的な。はい、分かりました。

(発言する者あり)

○**金繁委員長** はい、そうですね。一般の方も議員も関連条文というか、基本的な根拠が書いてあれば分かりやすいですね。

では、基本的な条文をできるだけ入れることにしますか。で、3条については地方自治法の96条に基づくという一文を入れますか。はい、じゃあそういたしましょう。

7条のところに、地方自治法115条とか突然、出てきてるので、んんんとは思ってたんですけど。はい、じゃあ、できるだけ基本的なところは入れていって、見やすく分かりやすくしましょう。

ほかになれば、4条に入ります。

お願いします。

○**嘉喜山委員** それでは、私の案を説明させていただきます。

この4条につきましては、法律とかで具体的な規定がちょっと見当たらなかったもので、独自解釈でいいんだろうなと思ってます。

解釈としましては、議会の活動原則を踏まえ町民から信頼される議員としての責務、活動原則を定めていますということです。以下、1号、2号、3号に書いていますけど、そういう解釈でいいのかなと私は思います。

それに加えて、その下段ですけど、具体的な項目がよく分からないかなということで5項目を挙げさしてもらいました。

1項として、公正・誠実な職務の遂行、2項として、自己研さん・政治倫理の確立と、3項として、政策提案能力の向上、4項として、町民全体の利益、5項として、住民との意見交換・収集と。で、具体的な内容を挙げております。

ここの5項目については、勝手な自分なりの意見なので、その辺は今回、検討するかどうかは別に構いませんけど、一応、説明は以上です。

○**金繁委員長** 先ほどの3条は、議会の活動原則、4条は各議員の活動原則。はい、ありがとうございます。

では、ここも1個ずつ、まず他の申合せ事項とか規則、パブコメなどで課題になり得ることがあるかどうか、見ていきたいと思いますが、1項について何かないですか。

すみません、なければ、私のほうからまたすみませんが提案させていただきます。

議員間の自由な討議を重んじるということで、これまで愛南町議会では予算とか決算とか町が出してくる議案について議員間で討議するという機会がありませんでした。前回、この委員会で予算でまずやってみようじゃないですかと提案して、全員で話し合う機会ができてすごくよかったと思うんですけども、これを今後どういうふうシステム化していくかというのが私は課題かなと思っています。

それは本会議中心主義を愛南町は取ってますけど、本会議中心主義で行くのか、それとも今、大方の議会が移行している委員会主義に移行するののかという議論にもなっていくと思うんですけども、人数が議員の数がかなりもう少ないので、本会議中心主義でもいいんじゃない

かとか、そういう論点もあるようです。ここをぜひじっくりと、やはりここ、議員間の自由な討議というのはとても大事な議員の役割だと思うので、ぜひこれは課題に入れさしていただけたらと思っています。

どういうふうに、議員間の自由な討議をシステム化するか。それがひいては本会議中心主義を貫くのか、委員会中心主義に移行するのか。本会議中心主義を取ってる伊方町ですとか徳島の何とかという町、すみません名前は失念しましたが、本会議の中では回数制限がなく、その中で話し合いが議員間の自由討議ができるようです。そういうことも課題になってくるかなと思います、このシステム化をどうするかというのを一つ提案させていただきます。

ほかにはないですかね。

○金繁委員長 なければ、2項。

○少林委員 すみません。

○金繁委員長 少林委員。

○少林委員 今の自由な議論っていう感じで言うと、去年1年生議員で、皆さんがどんな考えをしているのかということも知らないような、いきなり議会でポンと出して、この人はこういう意見なんだというのが分かってくる。お互いに意見を練り合ったり、私はこう思うって、例えば、意見を町にぶつけてみようかと思うんだけど皆さんはどうかとか、いろいろなことももう少し話し合いができたらいろいろな意見が練り合えて、自分の考えや町に対する理解がもっと深まったのになというふうに思います。ぜひ、そういう機会があったら、それを委員会中心主義というのか何か分かりませんが、はい、ぜひそういうのをもちたいと、持っていたらと思います。

○金繁委員長 はい、じゃあそのシステム化に向けてどうするかということ課題に、少林委員も入れたらどうかということですかね。

○少林委員 はい、いろいろなことに関して。

○金繁委員長 はい。嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 確かに本会議方式か委員会方式かということは検討すべきだろうと思います。

本会議の中で、例えば、1款から4款までで3回質問とかありますけど、その中で何項目かあるし、それであれば本会議で聞かなくてもいいような内容も含まれる可能性が大いにあるので、やはりそこは今後、検討すべき課題とは思いますが。

○金繁委員長 分かりました、そうですね。

一応、検討課題の候補としてメモしておきましょう。

ちなみに、法的には規定としては申合せ事項ですよ。と議員規則、54条くらいかな。質疑の制限というのがありますね。3回制限。

石川委員。

○石川委員 4条なんですけど、私は1項の自由な討議を重んじることなんですけど、先般、委員会とか全協の中で議事録の謝罪と訂正が相次ぎました。それは議事録をホームページに公開して議事録も訂正ということにはなったんですけど、本当にこの自由な討議をするには議事録の公開も情報公開という一面はあるんですけど、実際、議員の今後の発言について抑制される危険性がかなりあるなど。要約の議事録であれば何ら問題ないんでしょうけど、一言一句全部公開してますので、そうなってくると、発言についてかなり議員自身が抑制された発言になりかねないということが1点。

第2項ですけど、町民全体の代表者としてふさわしい行動ということなんですけど、これはあまりにもちょっと曖昧で何がふさわしいかという定義も何もないということですから、ちょっとこの4条はかなり問題があるんじゃないかなと私は考えてます。

具体的に、これがふさわしいと、何をもちふさわしいのか、定義は何もないということなんですけど、ちょっとここは。



地方自治法とか憲法とかもできてないんですけど、ならば余計に細かく詳細にわたって分かりやすくしないと、私はちょっと、この4条は人によってはどうとでも取れるような条文じゃないかなと。

○金繁委員長 はい、分かりました。

今、御指摘のあった2点目の、確かに町民全体の代表者としてふさわしい活動を行うこと曖昧ですよ。実は今、全国の多くの議会で議会基本条例とともに倫理規定をつくるところが多くなってきています。愛南町もそれは課題じゃないかと、私個人的には思っていて、今の石川委員の御発言と全く重なると思います。

倫理規定をついたらどうですかっていうのも、検討課題の候補に挙げたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか、この点。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 この基本条例を検討するときにもどうも挙がっていたみたいなので、私もそれは思っています。規定なのか条例なのかは別としても、必要だろうと思います。

○金繁委員長 はい。吉田委員。

○吉田副委員長 倫理については、これはもう必要なことなんで、これ17条でいいんじゃないですかね。これ、4条で話すべきことではないんじゃないですかね。17条の、そこで詳細に倫理というのは規定は絶対つくらなきゃまずいと、私も思ってるんですね。これは4条で話すべきことではなくて、活動の原則ですから。

自由討論についても、さっき少林委員からありましたけど、討論の実施要項もありますんで、その中で踏まえてやれば、別にこれはもう学級会でも何でもないので、本会議もしくは全員協議会の中で意見は十分、出し合えるんじゃないかなというふうに私は考えております。

○金繁委員長 じゃあ、まあ倫理規定については検討課題の候補として挙げるということにしましょう。

1項の議事録の訂正が相次いで議員の発言が抑制されることになるので、その一言一句の議事録も要点筆記にしたほうがいいんじゃないかということなんですけれども、これに対しては、石川委員。

○石川委員 本会議は別ですよ。委員会ですよ。委員会と全協で、それが相次いだので。

○金繁委員長 この点に関して、どなたか意見ありますか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 確かにそういう意見はいいと思うんですけど、ただ、大体全部を起こした上で、それを要約する手間がかかるわけですよ。それが実際の発言の趣旨に沿ってるかどうかというところも検討されないといけないので、私はちょっとどちらとも言えないんですけど、検討する余地はあると思います。

○金繁委員長 検討の余地ありと。ほかの方、いかがですか。

じゃあ、ここも検討課題にしておきますか。課題の候補に。

ただ、私の意見を言わさしてもらおうと、議員の発言が抑制される、議事録を作ると議員の発言が抑制されるというところは結びつくのかなあというのは、ちょっと私は疑問に思っていて、議員の発言はもちろん自由で、それが不当に抑制されてはいけない、確かにそうなんですけど、同時に議員は自らの発言に責任を全て持たないといけないので、議事録を取られて当然なんですよね。

その中で、もちろん他人のプライバシーとか間違っただけを言ったことがあれば訂正をすればいい話で、議事録を取ることが議員の自由発言を抑制するということは、私は違うのかなと思いますが、この点について何か御意見ある方。

少林委員。

○少林委員 これをその要約だけにするんだったら、いろいろなことを今、公開を基本としてくる

ことに対しての一步後退かなというふうに思います。

要約した場合、そこに至るいろんな経緯があったりして、その要約に至るわけで、その経緯というのは結構、大事なところもありますので、これは記録は残るものだと。

熱が入ったら、言い方が表現の仕方とかが何かおかしくなることもあるかもしれませんが、そういうあまりお互いに細かいことで言葉尻で変なことにならないようにというのは、もちろん暗に気をつけなくてはいけないことだとは思いますが。

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 あくまで公開の議事録についてですね。今、一言一句公開してはいますが、要点だけにしたほうが、私は自由な討議ができるんじゃないかなあと。まあ、あの先ほど言ったように、責任を当然、持たないかんのですけど、自由な討議の中に自由な発想もあるわけで、一言一句、捉えて、それはおかしいとかいうことで、前回、謝罪と訂正が相次いだということで、本来の自由な討議が本当にできるのかなと。それは内心の自由にはなるんですけど。

その人が自分自身にバイアスをかけてしゃべらなくなるということも考えられるんじゃないかなとということで、課題をちょっと提起させていただきました。

○金繁委員長 この点に関して、ほかに何か御意見ありますか。

少林委員。

○少林委員 石川委員に質問なんですけど、この間、謝罪が相次いで、それでこの自由な討議ができないということと、ちょっと、そこがちょっと私、結びつかないんですけど、どういう意味なんでしょうか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 この点、いかがですか。

少林委員。

○少林委員 先ほども言うたんやけど、言葉尻を捉えてというのは、それはもう暗に、今度、出てくるかもしれませんが、倫理じゃないですけど、もうそれは我々本当気をつけなくてはいけないことだと思えます。それでも先ほど、小さな言葉尻のことであれば、もうそれは訂正も簡単にすれば、さっさとお互いそういうことは許していくべきものではないかなとは思いますが。その言葉尻を捉えられるからといって、話をやめようかということにはなるのかな、ならないのではないかと思ったりします。

○金繁委員長 ほかに何か御意見ある方、この点に関して。

私の意見は、先ほど言わせてもらったんですけど、繰り返しになるかもしれませんが、やはり議員というのは全ての発言に対して責任を持たないといけない。言葉尻をどうこうされるというのはまた別の問題かなと。やはりそこは全協であれば議長、委員会であれば委員長がそこは言葉尻なのでというような采配というか、ができるわけで、先ほど、書いてありましたように、この条例の中にも書いてありますが、議長は公平にとか、民主的効率的な議会運営をしないといけないというふうにも書いてありますし、言葉尻どうこうというのは、捉えられてその自由な発言が抑制されるというのは、通常の議会運営ではないことではないかと、あつてはならない、むしろあつてはならないことではないかと思えます。

石川委員。

○石川委員 私はそのときの委員長だったのでよく分かってるんですけど、結局、委員長が許可してない発言が議事録に載って、それが公開されて、それが問題になったということになってますんで。

だから、先ほど、金繁委員長が言われた委員長の采配でできるのであればそれはいいんですけど、そんなこと、議事録を改ざんなんか委員長ができるわけもなく、もう記録されたままということになるろうかと思えますので。

○金繁委員長 私が言ったのは、今、石川委員がまさにおっしゃった発言の許可をしてないものが

議事録に残ったという点、そこはやはり議員が発言する前に誰々議員と言わないといけないところをそれが抜けてしまって不規則発言のようなものなのに議事録に載ってしまってるっていうことですよ。

それについて、議論が白熱して、挙手して委員長、議長の許可を得ずに発言してしまうことも、私もあるんですけども、そこはやはりそういう手続を踏まなかった発言は不規則発言ですよと、で、議事録には載りませんっていうのがこの愛南町議会でもそういう取扱いになっていと思います。なので、問題にはならないと思うんですけどね。そこは全員協議会のところでもう一回、確認するか何かしたほうがいいんじゃないかな。ここで不規則発言をどうこうというよりは。

嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** この自由な討議っていうのが結局、公開を前提とした正式な会議という見解ですよ。それとも非公開の勝手な意見を言う場なのかによっても違ってくるんで、それは石川委員が言われることよく分かるので。

やはりしゃべるときは、免責特権がない以上、きちんとしたことを言わんといけんやろうし、その辺の解釈の問題にもなるかなと私は思います。

ここで、1号で言ってるのが公開を前提とした正式な会議というのであれば、それはそれでいいし、最近、紳士協定破りでオフレコがそのまますっぱ抜かれることもよくあるんで、その辺ですよ、と思います。

○**金繁委員長** 4条1項、「議会が議論の場であることを十分、認識し、議員間の自由な討議を重んじること」とあるように、もちろんこれは議会としての発言のことだと思うんですけど、どうですかね。

嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** ここは確かにそのとおりです。今、自由な討議っていう言葉尻を捉えた発言だと僕は理解したので、そういう二つの捉え方があるなという発言をしました。

○**金繁委員長** では今、石川委員からいただいた論点っていうのは、議事録を訂正しなければならない場面があり、それが議員の発言抑制につながるので議事録じゃなくて、委員会については要点筆記に変更してはどうかという提案なんですけれども、これを課題にするかどうか、どうですかね、皆さんほかの方の御意見。

いいですかね。私は、最初に申し上げたように、議員間の自由な討議って、ここで話している点は、もっと本会議主義か委員会主義かということにも絡んできますけれども、愛南町議会では議員間の自由な討議、特に長が出してくる議案についての討議をするべきところを、それが全くなされてこなかったという、全くと言ったら御幣があるかもしれません。ほとんどされてこなかった、システムとしてないという点が大きな課題かなと考えています。その点については、ぜひ検討課題の候補にさせていただきたいと考えています。

そしたら、石川委員がおっしゃったその点について、議事録を作ることによって発言が抑制されるのかどうかっていう、そこが私とか少林委員とそうじゃない、そうであるという議論になってしまっているんですけども、ここはちょっと研究課題ということで、識者の方とかほかの議会の視察に行ったときとかにまた意見交換とかしてはいかがかと思っておりますけど、どうでしょうか。

そういうことでよろしいですか。

では、3項について何か課題とすべきことはありますか。これも2項で出てきた倫理規定をつくるかどうかっていうことも関わるかなと思うんですけど、ほかに何かあればお願いします。

ないですか。

少林委員。

○**少林委員** すみません、ここで言うべきかどうかちょっと分からないんですが。

3 項の「議員は特定の地域のためにあるんじゃない」と。今、愛南町議会議員なので、愛南町のためにあるんだというふうに、ここに、そのためにあるんだっていうこと、私たちは自覚をしていると思うんですが、地域の人たちは結構そう思っていない方が多くて、誰々議員は、例えば、私は緑ですけど、緑のために仕事をしてくれたとか、してくれないとか、そういう形で思ってる町民が結構、多いのではないかと、いまだに。そこのところをどのように理解していただくかというのは課題だなあというふうに思っています。

ごめんなさい、ここで言うべきことなのかは分かりませんが。

○**金繁委員長** それ、いかがですか、皆さん。皆さんも結構、聞かれるんじゃないですかね、そういう御意見。私は聞きます。

確かに町民の方の意識も同時に、議員だけじゃなくて一緒にこの条例に沿ったもの変わっていかないといけないかなという気がしますね。

吉田委員。

○**吉田副委員長** これは議会の条例であって、住民までそこまで締めつけることはこれではできないんで、それはもう地域のその代表という意識は町民の方それぞれいろいろな考え方がありますから、そこは我々、選挙で当選して議員になってるわけですから、その地区のために貢献しないと思ってる町民の方が貢献してくれないのであれば、次回のときには選挙に入れないでしょうから、そういう議会制の下で我々やってるわけですから、そこまで町民の方に強制することは全くできないし、いろいろな意見を持ってる方いっぱいいらっしゃるんで、その意見の方を幅広く特定の事象じゃなくて、幅広くいろいろなことをするのがここの大きな解釈。あんまり締めつけで行きますと、もう本当にがんじがらめで、何のことやら。

これ、今回は基本条例ですから、これについての検証ですから、これは議会の中での基本条例ということで、町民の方まで、そこまでこの文面の中から拾っていくことは、これは僕ではできないんじゃないかなというふうに、個人的には思っています。

以上です。

○**金繁委員長** どうですか、少林委員。

○**少林委員** すみません、絞めつけるつもりでも何でもありません。ですから、ここで言うべきことじゃないかと、一応お断りして、そういう情報がありますと。

それから、パブリックコメントを見ても、こんな立派なものがあるのをもうちょっと町民にも周知したほうがいいよっていう意見も幾つかありましたので、一応そういう紹介をしたというまでです。

○**金繁委員長** はい、よろしいですか。

はい。なければ、逐条解説のほうに行きたいと思います。

嘉喜山委員、これはじゃあ解釈は、変更点というのがあれば説明をお願いします。

嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** 大体もう事務局の案を基につくってまして、それほど差異はないんじゃないかなと思ってます。

以上です。

○**金繁委員長** 差異のあるところはありますか。どの点ですか。

嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** 具体的な説明を若干、加えたくらいなんで。

例えば、2表ですよ。

最初、「多様な町民の声を真摯に聞き、様々な観点から」その辺りですかね。

○**金繁委員長** この点に関して、ほかの方、何かありますか。嘉喜山委員の案について。

「多様な町民の声を真摯に聞き、様々な観点から検討し」っていう部分ですよ、加わって

いるのは。異議がなければ、加えますか。

はい、じゃあ、このとおりにしたいと思います。

はい、お疲れさまでした。

では5条、議長及び副議長の選出について。

池田委員、お願いします。

○池田委員 資料8をお願いします。

5条、議長及び副議長の選出について。「第5条、議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、選出の透明性を確保し、町民に対する説明責任を果たすとともに、議会活動の方向性を明確にするため、その職を志願する者に所信表明の場を設ける」ということで、解釈案では、議会は議長及び副議長の選出に際し、その職を志願する者に所信表明の場、所信表明会を設け、町民に分かりやすい選出を行うことを規定しています。議会における選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法の立候補制が準用されていないため、制度的に立候補制は取れません。議員全員が選挙人でありかつ被選挙人であるため、所信表明を行っていない議員への投票があった場合、その投票は有効となりますと解釈案にあります。

その中で、議会で行う選挙、正副議長、選管委員・補充員の選挙については、地方自治法第118条第1項で、公職選挙法の次の規定の準用が規定されている。

1. 第46条第1項、第4項（投票の記載事項、投函）
2. 第47条（点字投票）
3. 第48条（代理投票）
4. 第68条第1項（無効投票）
5. 第95条第1項（法定得票）
6. 第95条第2項（得票数が同数の場合の措置）

また、地方自治法第103条第1項で「地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない」と規定されています。

以上の規定のみで、公職選挙法第86条の4「立候補の届出等」の規定は準用されていないため、このことから、正副議長選挙において、立候補制は認められていないと解されている。一般にそう解されています。

このため、議会では、議長及び副議長の職を志願する議員が所信表明を行い、自らの抱負等を発表し、公平性・透明性の確保と議会の方向性を明確にしています。

また、所信表明は、正副議長志願者の所信表明実施要綱の規定に準じて、臨時会等の休憩中に、議場で行われております。

当議会では、令和3年4月30日開催の令和3年第2回臨時会で行われ、インターネットで放映されました。背景は、そういうことだと思います。

透明性の確保として、正副議長の職を希望する議員が、それぞれ1人であっても、所信表明を行い、また、選挙を行うということで、所信表明会を実施して、異議があるかないかを問わず、本会議で異議がないかを問わず選挙を行い、透明性を確保していると。本来、異議なしの場合は、指名推選とかいろいろな方法があるようですが、所信表明を行い、それから選挙を行うということで透明性を確保しているということです。

公平性の確保、所信表明者以外の議員に投票があった場合、有効票となる。

地方自治法第103条第1項の規定、「議長及び副議長1人を選挙しなければならない」と、公職選挙法第68条第1項第2号の規定により、議員の選挙権、被選挙権を担保しております。

多分これは立候補制を取るのが一番、明確で分かりやすいとは思いますが、法のたてつけ上、準用、立候補制というのが法の準用に入っていないので、所信表明で行うということで、これまで全協で全会一致の場合は推薦選挙とかそういう事例もあったようですが、それではちょっと密室で行われたんじゃないかと、透明性がないということで、今の体制でやると所信表

明会を行って、所信表明希望者1名があっても、異議があるかないかを問わずにすぐに選挙を行うということで、透明性を担保しているということです。

それから、有効票についてはいろいろ考え方もあるようで、所信表明してない議員に対して投票が有効であれば、これは悪意というか、ちょっと泥臭い話にはなるとは思うんですが、所信表明をせずにいろいろなことを行って、そういう所信表明者以外が議長になり得ることもあるかもしれませんが、それは議員の資質の問題とか議会の問題になってくるし、選挙人、公開してるということで透明性を保ちながら公正な選出を行うことを規定しているということです。

それから、あとちょっと全般的なことであれなんですが、ずっと次の3章、7章なんかで米印で用語の解説されているんですが、ここにちょっと用語の説明とかというのを分けないと、この米印がちょっとよく分からない、ように見たら分かるんですけど。

○金繁委員長 そうですね、ぐちゃぐちゃになってしまうんですね。

○池田委員 ちょっと解釈と一緒にになってしまうので、その辺はもうちょっと分けたいかなと思います。

そういうことで、あとは今の解釈案に対してですが、おおむねこの解釈でいいとは思いますが。

ただ、さっきも条文を入れるとか入れないとかというので、中段から下の「議員全員が選挙人であり、かつ被選挙人であるため」の前に、その根拠となる「地方自治法第103条の第1項の規定により」とか、「所信表明を行っていない議員への投票があった場合、その投票は有効となります」という前に、「公職選挙法第68条第1項の第2号」とかというのを入れたらとは思いますが、ちょっと複雑になるかなとも思います。

以上です。

○金繁委員長 はい、ありがとうございました。

この条例ができるまでは今、池田委員がおっしゃったように全員協議会で、しかも非公開が原則だった全員協議会で議長、副議長が決められてたので、町民の方にはなかなか分かりづらく透明性がなかった点を条例で今回から選挙されて、インターネットで放送されて透明性を確保されるようになったと思います。

何か課題となるような点はありますか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 先ほど、池田委員も言われたように、所信表明をしなくても選出される可能性があるんで、ここはやはり正副議長志願者の所信表明実施要項というのはあるんですけど、これを題名から変えて、そういった場合は無効にするとかいう改正を僕はしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

○金繁委員長 池田委員。

○池田委員 それはもっともやと思うし、それが立候補制を取った場合は、それができると思うので、法的にというのが、無効票の規定にもそういうものがないです。

それで、自治法には議員の中から議長、副議長を選出しなければならないというこの条文から行くと、議員全員が選挙人でもあり、被選挙人でもあるってということで、その規定が、もっとも入れるのが一番、立候補制が取れるのであれば、法的にもそれが根拠づけできるんやけど、その辺の検討をちゃんとせんと、逆に今度、法的にちょっとどうなんかなってところが出てくると思います。

○金繁委員長 石川委員、どうぞ。

○石川委員 私はこの言葉尻なんですけど、所信表明、立候補表明なら分かるんですけど、所信表明というのは「議長になって、私はこうやっていきます」というのが所信表明であって、この時点は立候補表明のほうが言葉尻にはふさわしいんじゃないかなあというふうに思ってます。

○金繁委員長 池田委員。

○池田委員 それもごもっともなんやけど、またこれが法的に立候補制が取れないという解釈ではあるので、と思うんですが、まあ、それ、確かに自治法の中の公職選挙法の適用、準用規定の中に立候補制っていうのがないんで、また立候補表明となると、また誤解を招くとかそういう本当に細かな話であれやけど、常識というか一般のあれで行くとそれが分かりやすくいいとは思いますが。ごもっともなんやけど、その辺がそこら辺の根拠とする法との縛りでそういうことにせざるを得ないという感じだと思います。

それからもう一つ、忘れてたんですけど、このさっきのこの中の用語の解説で所信という用語の解説をちょっと入れてもろたら、分かるとるけんええやないかになるかもしれんですけど、所信。「自らの使命及び職責並びに議会が目指す活動の方向性について、自らの信ずるところをいいます」ということで、これは別海町の議会基本条例、逐条解説及び運用解説より抜粋した説明ですが、それを入れてもらったらと思います。

以上です。

○金繁委員長 ベつべちょうって読むんですか。何県なんですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 先ほど、要綱と言ったんやけど、条例であればその規定はできるんじゃないかなという解釈をしてるんですけど、事務局どうですか。

○金繁委員長 事務局長。

○本多事務局長 先ほど、池田委員が言われたように、自治法の中で議長と副議長については議員の中から選ぶということになってますので、そういった意味から言うと、上位である自治法で定められている以上は条例であっても変更は利かないのかなと思ってます。

以上です。

○金繁委員長 ということは、このままで行かないといけないということかな。法的に問題になり得るということですかね。規定すると。

吉田副委員長。

○吉田副委員長 ここ、議長及び副議長の選出っていう形の表題になってるんですけども、ちょっとこれは議長選出だけの条例になってるので、ここはもう少し議長の権限だとか、例えば、議長が何かの所要もしくは事故等々で不在の場合は副議長がきちっと仕切るとか、いろんな自治法で決まってる議長、副議長の責務、役割というのが決まってるはずなので、ここはもうちょっと5条、6条を集約して、議長、副議長という項目なのかどうか分かりませんが、議長の権限だとか、もうちょっと威信を持った、選出だけではこれ多分、透明性がないんでここ、選出でも入れたんだろうと思うんですけども、もうちょっと議長、副議長の職責だとか権限だとかそういったもうちょっと重い自治法の中のものを取り入れるべきではないかなあと私は個人的にちょっと思ったんですけども。

以上です。

○金繁委員長 今の吉田副委員長の点については、皆さん何かありますか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ほかの団体の条例を見ても、確かにここは僕もおかしいなと思ってます。

この程度であれば、ここに規定する必要もないしというのが自分の考えです。

○金繁委員長 今、吉田副委員長がおっしゃったのは、議長及び副議長の選出だけではなくて権限的なことですよ。もっと書いたほうがいいんじゃないかという意見でしたけど、嘉喜山委員はその逆ということですか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ではなくて、規定ぶりからして吉田副委員長が言われたとおりのほうがいいと、僕も思ってます。

○金繁委員長 はい、分かりました。

議長の権限については、規則などで書いてはいるんですけども、そこに書いてあることプラス何かあえて基本条例で書くべきことが。

はい、副委員長。

○吉田副委員長 議長の選出のところも重要な条例だとは思いますが、その中にもうちょっと幅広くここに盛り込んでいったほうがいいんじゃないかと。議長の副議長のところを、選出だけですね。選び方だけの問題なので、そこではなくてもうちょっと幅を広げても、自治法の中での解釈を取り入れて入れていくほうがいいんじゃないかなと。多分、公平性の、自由になってなかったでしょう、今までが。密室の中で議長、副議長が決まっていたということで、これを多分、入れたと思うので、ちょっと入れるんだとしたら、もうちょっと広くしたほうがいいのかなという自分の感想です。

○金繁委員長 じゃあ、この点についても、ほかの議会の例とか識者の意見を聞いて調べてみますか。検討課題候補ということで。拡張するかどうかですね。

ほかにないですか、この条文に関して課題とすべきではないかという点。

なければ、私のほうから1点、出さしてください。

所信表明について、インターネットで放映されたんですけども、その所信表明について質疑ができないという規定になっているんですよ、愛南町議会。ほかの議会とかまだ全然、調べてないんですけど、私ちょっと聞きたいなとかいうこともあったんですが、この点もほかの議会とかの状況とかを調べてみてはどうかなあと思うんですけど、いかがですかね。

石川委員。

○石川委員 先ほどもちょっと私、言ったんですけど、この選挙前の表明であって、本来だったら立候補表明。立候補表明に対して質問するというのはちょっとあまり聞いたことがないんですけど。

その責になった場合において本来、所信表明っていうのがあべきで、その場合については質問は当然、その責にあるわけですから。選挙が終わった後に議長という責にあるわけですから。だからそういう意味では、あくまでその人の意見だけを聞いて投票するというのが通常の話じゃないかなと。

言うたら議長になってないわけですから。

○金繁委員長 この点、何か事務局のほうでこの経緯、御存知でしたら。とかほかの議会の運用とか。

局長、お願いします。

○本多事務局長 すみません、今の関係なんですけども、経緯についてはちょっと私どもも分からないので、他の市町の状況もちょっと調べておりません、すみません。

○金繁委員長 分かりました。

少林委員。

○少林委員 また石川委員に質問になるかもしれませんが、まだなっていない方に質問するのはおかしいことなんじゃないかなということなんです。

例えば、私たちが議員になる時の選挙運動のときに、あるところで「あなたはこれに対してどう考えますか」って有権者に質問を受けるわけですね。こう答えたらあなたに入れるけど、こう答えたらあなたに入れないと、ほかの人に入れるとかいうことがあります。

今回は、原田議長さんがお一人だったんですけど、もしかしたら2人になるかもしれない。そしたら、こういうときはどうされますかとやはり質問をして、どういう考え方の方かなというのをやはり見比べて投票されるんじゃないかと思うんです。

だから、質問の機会ってあっていいんじゃないかなと思うんですが。いかがでしょうか。

○金繁委員長 今の少林委員の御意見について、何か御意見ありませんか。



私はちょっとほかの議会がどういうふうになされてるのかなというのを知りたいなというのがちょっとあったんですが。

その考えの基本的な考えは、根拠は少林委員がおっしゃったのと私も同じです。議会をこれからこういうふうリードしていきます。リーダーですから、例えば、もっと町民に積極的に情報公開しますということを約束する場合には、じゃあ具体的にどういうことですか。議会だよりを出したいです。出すようにみんなと積極的に勉強しますとか、そういう具体的なことを聞けると、立候補者が複数、もちろんいてほしいですけど、いた場合に、じゃあこちらにしようかなっていうふうな。町民の方もやはり分かりやすくなるのでいいのかなと思ったからです。

ちょっとこれは一応、調べてみますね。そもそも所信表明、石川委員がおっしゃるようなそぐわないものなのかどうなのかという基本的な部分があるので。それを見て、そぐわないものであれば、もう議論する必要もないので、調べてから検討課題にするかどうか決めましょうかね。

そろそろ1時間半なんですけれども、どうしましょうか。もう1条、行きますか。1時間半くらいであれしましょうということなんで。次にしますか。

そしたら、今日は5条まで。次が6条からということ。少林委員からですね。

副委員長。

○吉田副委員長 協議会の関係ですから3章ですか、2章で、6条で、もう1個だけ余分にもういきたいと思います。

○金繁委員長 そうですね。もう1条、行きましょう。いいですか。

議長の活動原則。

少林委員、お願いします。

○少林委員 議長の活動原則読ませていただきます第6条、「議長は、議会を代表して中立かつ公正な職務の遂行に努め、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない」これに対する元々の案ですけど、「議長の役割と責任を規定しています。地方自治法においては、議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する権限を有しています」となっています。

基本的にこれでいいなと思うのですが、「議長の役割と責任」のところがいい言葉がないかなと思いつつ、もう一つ探せないままここに出しています。

では、解説を御覧ください。

この議会基本条例の文章は、前側と後側に分かれています。

後側の「議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない」というのは、これは地方自治法の104条そのものです。そのまま書かれていまして、ここには議長の権限がいろいろと書かれております。権限が2つ分かれておりまして、議会の主宰権に属するもの。

一つは議場の秩序を保持、混乱しそうときは円滑に運営できるよう配慮するということです。もしそういう乱す議員がいるときは静止や発言の取消し等できるというふうな文言があります。

それから、議事の整理権。議会運営は全て議長が主催するわけで、ここでは会の決まり事、手順であるとか会の閉会、その他議長のことが規定されています。

次に、ウの議会の事務の統理権です。議長は事務局及び事務局の職員を指揮監督して議会事務を統括処理する権限を持っているということが地方自治法104条にあります。事務局の職員の任免権も議長が有しているという大きな権限があることが分かります。

エの裁決権。これは過半数の表決のとき同数の場合、これの決定権があるということになります。

もう一つ大きな二つ目の柱(2)は、議会の代表権に属するものです。これは何かと言うと、

対外的なことに関して愛南町議会の代表として名前を出すよということになります。

ア、代表権。今、言ったとおりです。いろいろな意見書であったり要望、要求、そういう場合は公文書の全て議長名で発する。だからこそ法的な効果が生ずるのであるというふうに言われています。

イの臨時会招集請求権。これは平成 18 年度の法改正によってできたものですが、議会運営委員会の協議を経てですが、臨時議会の招集を求める要望があれば、それは議会の招集を請求できると。力がありますので、町長はその請求日から二十日以内に臨時会を招集しなければならないとなっています。

ウの委員会への出席発言権。議長は、どの委員会にも出席して、そして意見を述べる権利があると。そのような権限について書かれています。

では、先ほどのこの議会基本条例の前のほうは何なのかというと、「中立かつ公正な職務の遂行に努め」が付加されております。この理由は何だろうかと、あるいはまた条例の検証、今年の方で議会の意見シートに「中立・公正な職務の遂行が果たせていない」という意見もございました。そこで、旧議員あるいはベテランの議員にここの文句が加わったその経緯についてお話を伺いましたので、御説明をさせていただきます。

前半部分、「中立かつ公正な職務の遂行に努め」が入ったが、その背景として令和元年 9 月に辞職勧告という件がありました、4 年前です。本来、地方自治法によると、議員の個人的な事柄を議会で取り扱ってはならない。ましてやそれを基に辞職勧告をするというのは、これはもってはいけないということになっております。これは我々、愛媛新聞にも大きく取り上げられて 3 回以上にわたってシリーズ化して、これは法律違反だと何度も言われたことがあります。

このときの議長が、やはり法律をよく勉強して熟知して忠誠・中立・公正に対処するそのことができていなかったということの反省に立って、この文言を入れることにしたというふうにお聞きしております。

例えば、国会では、議長はその中立性と尊厳を保つため、議長は党籍を離脱するということが慣例化してたりする、それほど中立性というのは大事なのだということで、この文言が入ったそうです。

(発言する者あり)

○金繁委員長 副委員長。

○吉田副委員長 私も同じ意見で、今は全然、関係ないですよ。全員のOBの方に聞いたんでしょうか、少林委員は。特定の一議員だけの意見でそういうふうなことを言われると、またおかしくなりますよね。幅広く我々はいろいろな意見を聞いて、OBで聞くのであれば、全員のOBに聞いていただければ一番いいのかなあというふうに思います。

ちょっと今のはこの議論に関しては関係ない持論だと思いますので、訂正等、お願いしたいなあと思います。

○金繁委員長 私、少林委員の発言を止めなかったんですけども。

というのは、パブリックコメントに今、少林委員が話した件については、複数触れられておりました。わざわざこの条例に中立かつ公正というのを出してきたというのは、やはりそれなりの背景があったのでしょうし、町民の方もそこにやはりパブコメでたくさん意見が出ているように関心が強かったので、そこの説明をされるのはいいかなと思ってそのままお聞きしました。とても大事な件でもあると思います、この中立かつ公正、職務の遂行というのは。

そしたら、今後の課題として候補に挙げるべきこととかはありますか。

少林委員からはないですか。

○少林委員 この文章に関しては特にはないですが、先ほど言いましたように、その前文の「中立かつ公正な職務に努め」ということが責任とは違うなという、議長の役割と目指すべき姿勢なのかどうか、皆さんにお諮りをしたいと思います。

○金繁委員長 なるほど。この点、何か今の点について御意見ないですか。

副委員長。

○吉田副委員長 先ほど言いましたように、この議長及び副議長の選出とか活動原則とか、さっき多分、少林委員が言われたのは中立であるかどうかという点で、これは議長の権限というのは当然あるわけですね。そこのだから、私はもうちょっと議長の権限というものを、これはもう議会で我々がいない前の議会で決まったことですから、我々は今さらそれをぶり返すこともできないし決まったことですから、もうちょっと議長の中立・公正な面でもっと条例の中に権限みたいなものをきちっと入れてれば、議長権限で採決したんでしょから、これについては特に今また再度、ぶり返す必要もないようなことではないのかなあと。ここでやっぱ明記をきちっと議長権限を含めて選出の方法も含めてすべきことではないかなあというふうには、私は思います。

○金繁委員長 ほかに御意見ありますか。

池田委員。

○池田委員 ちょっと別の。さっき嘉喜山委員が言われた議長と副議長の権限かな。5条に入れたらいいんじゃないかと。これ、6条ではないですかね。6条の中で、例えば、公平性とか副議長は議長を補佐し云々とか、議長、副議長は互いに公務の分担云々とかっていうのが入るかな。その、ここでそれを示したほうがいいんじゃないかなとは思いますが。

これ、条文をあれした理由が分からんやけど、時系列と言ったらおかしいんやけど、議長の選出をして、それから議長の活動ということでこういう順番になったのかなと想像します。ほかのところでは、もっと細かく規定されてる基本条例もあるんかなと。

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私が先ほど言ったのは、この条例の流れからして、ここの文だけがちょっと浮いたように感じたんでという意味合いです。

今回、改正を検討するわけじゃないんやけど、5、6っていうのは今後、見直すべきだろうなという意見だけです。

○金繁委員長 では先ほどの吉田副委員長と嘉喜山委員、そして池田委員、議長の権限についてもっと書くべきではないかと、検討するべきではないかということで、検討課題の候補に入れておきますかね。

そしたら、解釈については先ほど、少林委員がおっしゃった責任というところの何か代案はないのかなんですけど、この点について何かありますか。

少林委員のおっしゃったことが、私は分かったような分からない点があるんですけど。確かに言われたときに「ああ、なるほど」と思ったんですけど、でももう一度、責任という言葉に照らし合わせながら条文を読んだときに、中立かつ公平な職務の遂行とか議会の品位保持とかというのは、まさに責任、その役割と責任かなという気もするんですけども。

副委員長。

○吉田副委員長 これは説明責任で町民に対する説明責任というのは議会報告会も含めて町民にということでの意味合いだと私は解釈してるんですけど、そういう面も含めて説明責任っていうこの一文の中に振り込んでいて、その中で例えば、議会説明会とかそういったもので町民に説明をするっていういろいろな解釈があると思いますが、一応そういう形でのものなんで、別にここは特に私は問題にならないかなあと思います。

○金繁委員長 少林委員、何か代案とかありますか。こうしないとおかしいんじゃないとか。

○少林委員 すばらしい単語が思い浮かばなかったですね。前段の部分の。その責任という言葉に中立や公正という姿勢が入っているのであれば、それが責任でいいと思います。

○金繁委員長 当然、入ってるというか、条文に書いてあるので当然、入ってますね。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 事務局案のほとんどその踏襲でいいんじゃないかなと、僕は思うんですよ。本文自体に言いたいことが書かれてるし、ごちゃごちゃ書く必要はないかなと思ってます。

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 権限と責務というところで、ちょっとここではもう混同になつとるわけなんですけど、この第6条の「議長が努めなければならない」ということを通すのであれば、解釈のほうは最後のところ「権限を有している」やなくて、「それに努めなければならない」というような表現になりますよね。権限と責務が混同しとるので、全てこの書面の中で、どちらかに統一すべきだと思います。

○金繁委員長 どなたか代案いただけませんか。

これは地方自治法の104条に議長の権限が書いてありまして、まさにこの解釈案の後の文章、地方自治法においてっていうのはこれは104条のことですね。104条をほぼそのまま書かれていますね。ここから先が権限なんですよ。

だから条文の解釈としては、その解釈前文の「議長の役割と責任を規定しています」でいいんじゃないですかね。

で、この根拠規定として、権限についてですけど、地方自治法において権限が規定されていると。地方自治法を引用するからかえって分かりにくくなってるような気もするんですけど。これはこのままでもいいですかね。

104条っていう条文を入れると、議長の議事整理権、議会代表権について規定したものだというのが明確になるかなと思いました。それを入れますかね。

条文については、説明としてはこれでいいですか。

○少林委員 嘉喜山委員もおっしゃったとおり、これで。これで2つ並立していることを書いてるのは、もう役割と責任ということで。はい、させていただいたと思います。

○金繁委員長 ほかになければ、これで、本日はここまでとしたいのですが、条文解釈としては。7条、8条、せっかく石川委員と吉田副委員長にさせていただきました。一方で6月議会が近づいてまいりました。

どうしますかね。取りあえず8条、もう一回、6月議会前にやるかどうかなんですけど。どうですか、皆さん。

(発言する者あり)

○金繁委員長 どうですか。はい、尾崎委員。

○尾崎委員 もう定例議会も近いので、終わって速やかにやると。

○金繁委員長 嘉喜山委員は。

○嘉喜山委員 私は反対。

○金繁委員長 反対。もうやるべきだと。

○嘉喜山委員 だと思えます。

○金繁委員長 副委員長。

○吉田副委員長 2条だけだと中途半端じゃないですかね。時間的に。多分そんなに。こういう言い方をすると悪いですが、8条ってそんなに深くはないんで、すぐ。

○金繁委員長 7条は深いですよ。

(発言する者あり)

○金繁委員長 できるところまで議会前にやるんですか。

じゃあ、議会前にできるところまでやるか、それとも議会後速やかにやるか。議会前にやりたいという方。

(賛成者 挙手)

○金繁委員長 議会後、速やかにやる。

(賛成者 挙手)

○金繁委員長 6月17日が最終日ですけれども、皆さん、その直後、日程を入れとかないと練り直しになりそうなので。

では、6月中にできるようにっていうことでいいですか。

では、詳しい日程のほうはまた、後ほどお知らせすることにします。

お疲れさまでした。

○吉田副委員長 それでは、闊達な議論が出たところで、第4回、もう既に4回になってますね。一応、これで終わらせていただきます。

それぞれ宿題があるので結構、大変なんですけども、速やかに読んでいただいて、迅速な議論をしていただければいいのかなと思います。

本当に今日はお疲れさまでした。これで終わります。

議会活性化特別委員会委員長